

第24期 第36回総会

別海町農業委員会議事録

(令和5年5月23日)

○開催日時 令和5年5月23日(火)
午前10時00分から午前11時00分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻の報告について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第5条の規定により農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 4 | 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第4号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第5号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 8 | 議案第6号 | 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |

○出席委員（21名）

会 長 27番 小野 榮 一
会長職務代理者 26番 信夫 重 勝

1番	及川 哲夫	2番	山中 崎	茂薰子
6番	藤田 浩義	7番	中洞 均	一浩誠
8番	加藤 真純	9番	山賀 友	賢一
10番	大内 敏光	11番	中芳 賀	二吉
12番	中村 繁男	14番	羽石 部	
15番	加藤 和	17番	阿木 幡	
18番	藤井 良	19番	阿木 賢	
21番	山田 良	22番	木押 一	
23番	林 武	24番	伊藤 雄	
25番	竹花 新			

○欠席委員（5名）

4番	市川 義晴	5番	石毛 剛
13番	小島 敏	16番	内藤 宏
20番	浦山 宏		幸一

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑 智明
総務担当 主幹	大山 晋作
農地調整担当 主査	志渡 正勝
農地調整担当 主任	川原 浩貴
農地調整担当 主事	齊藤 一真
農地調整担当 主事	加藤 智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

22番 押田 賢二 23番 林 武雄

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 (印)

議席2.2番 押 田 賢 二 (印)

議席2.3番 林 武 雄 (印)

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告2件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第36回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は21名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては4番市川委員、5番石毛委員、13番小島委員、16番内藤委員、20番浦山委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。22番押田委員、23番林委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（小野会長）

日程第1 報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻の報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第1号、農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻の報告について。次の者から令和5年3月27日開催第34回総会において審議し許可した農地法第3条第1項の規定による許可書について、返戻があったので報告する。

本件につきましては、令和5年3月27日開催の第34回総会にて審議、許可された案件ですが、新たな法人である [] として申請するため許可書が返戻となりました。今後の取扱いについては、後の議案第2号にて御審議いただく予定です。それでは議案の朗読をさせていただきます。

第1号、届出人、譲渡人、 [] 番地の []、 []。譲受人、 [] 番地 []、 []、 []。

ります。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、所有者、内容、事業完了年月日のみの朗読とさせていただきます。

永久転用完了報告、第1号、申請者、[]番地の[]、[]。所有者、[]番地の[]、[]。内容、住宅外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和5年2月19日。

一時転用完了報告、第1号、申請者、[]丁目[]番地[]、[]。所有者、[]番地の[]、[]。砂計画高、[] m^3 に対し出来高、[] m^3 。土計画高、[] m^3 に対し出来高、[] m^3 。事業完了年月日、令和5年4月29日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。永久転用完了報告の第1号につきましては、永久転用の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、一時転用完了報告の第1号につきまして、15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。5月11日に山田委員、芳賀委員、事務局と私で現地を見てまいりました。ここは長年にわたり砂を採っているところで、今回は9月22日までの期間となっていました。早くに完了届の提出があったので現地を見てまいりました。きれいに整地されており、良好と見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

。許可を受けようとする土地の表示、
、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである、借人は経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり 円となっています。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、
。借人、前号と同じです。許可を受けようとする土地の表示、
、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸借期間につきましては前号と同じです。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり 円となっています。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては11番芳賀委員。2号につきましては8番加藤真純委員。3号から8号につきましては21番山田委員。

それでは、1号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、1号の さんですが継続案件です。すでに息子さんが使用賃借を受け立派に経営しており、今回、期限到来により更新するという案件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。この土地は に住んでいる さんという方が所有しておりまして、以前は馬を飼っていましたが、馬を飼わなくなってから近隣の農家で管理をしていましたが、近年になってから刈取りが滞るような状態になっていまして、 さんからどなたか買って欲しくないかとの話もありましたが、今回の成立価格の約2倍の値段でしたので、誰も手を挙げる人はいない状態でした。そんな中、今回3条で という会社が購入する運びになりまして、 は今後、ハウレンソウ、ナガイモ、ハクサイ、カボチャ、ニンジン、ゴボウ、ニンニク、サツマイモ等の栽培を予定しております。3条でこのように決まりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号から8号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。3号から6号ですが、先ほどの報告第1号にて取下げがあったものです。3月総会で承認をいただきましたが、新しく として法人名を変更しての申請となりました。認定農業

者の資格取得にあたり、との2つの農協をまたいで同じ法人が取得するには、手続きに時間がかかるようです。また、新規就農を認めてほしいということも大きいと思います。4月に新規就農支援金を受けるために、あっせんによる新規就農であることをなんとか認めてほしいとの話もありましたが、別海班で協議したところあっせんとは認められないという結論を出しました。

7号ですが、先ほど合意解約がありましたさんとの賃貸期間の残り3年間でに1ヘクタール当たり円、円で賃貸するものです。

また、8号ですが、さんがに1ヘクタール当たり円、円で3年間賃貸するものです。よろしくお願いたします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第5 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、—、面積、m²の内m²。目的、農業用施設建設。計画内容、倉庫外、計m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条

第1号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年5月24日。対価、[redacted]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年8月29日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から5号までの所有権の移転をする者、利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第3号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第5号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地、[redacted]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和5年6月1日。終期、令和10年5月31日。借賃、[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年、11月末日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、林委員、藤田委員。

次号から第3号までの利用権の設定をする者、借賃の支払いの方法、調整委員、次号から第4号までの始期、終期、次号から第5号までの利用権の種類、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間[redacted]円。

第3号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—外筆、計[redacted]m²。

設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 [] 円。

第4号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []。利用権を設定する土地、 [] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権を設定する者、 [] ー []、 []。設定する利用権、内容、そば畑として利用。借賃、年間 [] 円。借賃の支払いの方法、毎年、7月末日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、加藤和広委員、石毛委員。

第5号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []。利用権を設定する土地、 [] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権を設定する者、 [] 丁目 [] ー []、 []。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和5年5月24日。終期、令和10年5月23日。借賃、年間 [] 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から5号につきましては買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の1号から3号につきましては23番林委員、4号及び5号につきましては15番加藤和広委員。

それでは1号から3号につきましては23番林委員お願いいたします。

○23番 林委員

はい、1号から3号までまとめて説明いたします。 [] さんは長年、 [] さん、 []、 [] さんに農地を賃貸しておりまして、期限の到来により同条件で更新するものですのでよろしくお願いいたします。

○議長(小野会長)

続きまして、4号及び5号につきましては15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。4号の [] さん、5号の [] さんは継続案件として、5年間同じ条件で賃貸するものですのでよろしくお願いいたします。

○議長(小野会長)

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは、議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。
今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]-[]、面積 []m²の内、[]m²。
利用状況、雑種地。所有者、[]番地の []、[]。

第2号、所在、[]-[]、面積 []m²の内、[]
[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の []、[]
[]。

第3号、所在、[]-[]、面積 []m²。利用状況、宅地。
所有者、[]番地の []、[]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、15番加藤和広委員。2号及び3号につきましては、11番芳賀委員。それでは、1号について加藤和広委員よろしくをお願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。1号の [] さんですが、4月26日に上春別推進班で現地評価の時に調査をしてまいりました。場所は住宅と牛舎の間で、パドックの跡で雑種地として見てまいりました。問題ないと考えますのでよろしくをお願いいたします

○議長（小野会長）

続きまして、2号及び3号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、2号については旧住宅地の一部がこの農地にかかっているということを見てまいりました。とても草地として使える場所ではなく、今回雑種地としての地目変更を申請するものです。3号についてはかなり前に離農で処理した農地なのですが、今住んでいる住宅、D型の一部が線をまたぐような形になっていまして、それを修正するために宅地として申請するものです。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第6号

○議長(小野会長)

日程第8 議案第6号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主査)

議案第6号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について。農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、当会における令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を次のとおりとする。

本議案説明前に農業委員会の「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についての基本的な考え方について説明させていただきます。農業委員会の情報の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会が行う事務が適正に行われていることを確認するとともに幅広く周知するため、担い手への農地の利用集積状況、遊休農地に対する措置状況、農地法許可案件の審議状況などについて、インターネット等で公表することとなっております。それでは議案について説明させていただきます。

本議案は、令和4年3月25日開催第22回総会で決定された令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対して、活動の点検・評価を策定し、お諮りするものです。議案につきましては、29ページにI 令和5年3月31日現在の農業委員会の状況について記載しております

次に30ページII 担い手への農地の利用集積・集約化についてです。2 令和4年度の目標及び実績に関して集積実績6万5,734ヘクタールのうち、新規実績は1,077ヘクタールとなっております。3 目標の達成に向けた活動ですが活動実績としまして、基盤強化促進事業100件、1,6

14ヘクタール、農地売買等事業27件、491ヘクタールとなっております。

次に31ページ、Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和4年度の目標及び実績ですが参入実績はありません。3 目標の達成に向けた活動についてですが、活動実績について関係機関との情報の共有を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大対策で実施できませんでした。

次に32ページ、Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価ですが、令和4年度につきましては遊休農地は解消されております。

次に33ページ、Ⅴ 違反転用への適正な対応についてですが、令和4年度の実績はありません。

次に34ページ、Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1 農地法第3条に基づく許可事務についてですが、1年間の処理件数、許可ともに62件です。2 農地転用に関する事務についてですが、1年間の処理件数は26件です。3 農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、管内の農地所有適格法人158法人に対して、報告は153法人となっておりますが、その理由といたしましては、5法人については新しい法人であり報告の時期がまだ到来していないものです。その5件を除きまして、すべての法人から提出がなされております。

次に36ページ、Ⅷ 事務の実施状況の公表等ですが、総会の議事録についてホームページで公表を行っており、また、3 活動の点検・評価の公表についてもホームページ上で公表しております。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第36回総会を閉会します。